

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	過誤納保険料の払い戻し等に必要経費 (年金特別会計健康勘定)		担当部局庁	保険局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	昭和22年度		担当課室	保険課全国健康保険協会管理室		藤田 学	
会計区分	年金特別会計健康勘定		政策・施策名	I-9-1 適正かつ、安定的・効率的な医療保険制度を構築すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	健康保険法第155条、第156条、第160条、第161条 船員保険法第114条、第116条、第120条、第121条		関係する計画、通知等	なし			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	健康保険事業及び船員保険事業に要する費用に充てるために徴収する保険料は、納付義務者に適切な負担を求める。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国において徴収した保険料について、被保険者の資格・標準報酬月額等に関する手続きが遡及して行われた場合等に、結果として徴収すべき保険料の過不足が生じることがある。納付義務者ごとに適切な保険料負担を求める観点から、徴収不足が生じた場合にはあらためて納入の告知を行い、また、過徴収が生じた場合には、納付義務者へ保険料の還付を行う。						
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input checked="" type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
		当初予算	2,095	1,536	1,479	2,426	3,136
		補正予算					
		繰越し等		156			
	計	2,095	1,692	1,479	2,426	3,136	
	執行額	1,121	1,692	1,461			
執行率 (%)	53.5%	100.0%	98.8%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	過徴収した保険料の還付であるため定量的な指標による評価は困難	成果実績	-	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	過徴収した保険料の還付であるため定量的な指標による評価は困難	活動実績 (当初見込み)	-	-	-	-	-
				(-)	(-)	(-)	
単位当たりコスト	-	算出根拠		-			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由			
	諸支出金	2,426	3,136	25年度予算執行において、日雇拠出金にかかる払戻金が予測より6億円多く発生したため、翌年度同様の事態にも対応できるよう、予算額の増額を行った。			
計	2,426	3,136					

事業所管部局による点検						
	項目		評価	評価に関する説明		
国 必 要 投 入 の	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	健康保険料の過誤納が生じた場合の保険料の払い戻しを行う事業であり、適切な保険料負担を求める観点から必要不可欠な事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業は、安定的かつ継続的に行うことが求められる事業であることから、国において行うべき事業である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		-	-		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-	-		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	健康保険料等を過誤納付した納付義務者への払戻金であり、受益者との負担関係は妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		-	-		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-	-		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	健康保険料等を過誤納付した納付義務者への払戻金であり、真に必要な経費に限定されている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		△	払戻金の発生事由はさまざまであり、年間執行額も毎年かなりのバラツキを見せている。ただ、納付義務者に適切な負担を求めるという払戻金の性格上、必要額が不足する事態は避けるべきであり、結果として不用額が発生することはやむを得ないものと考えている。		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	-		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		-	-		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-	-		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	<p>過誤納保険料等は、その保険料の徴収を行った者が、納付義務者に対して払い戻しするものであり、受益者との負担関係は妥当なものである。</p> <p>また、払戻金の発生事由には納付義務者の届け出ミスや徴収側の事務処理ミスなど予算執行者がその発生を予測・コントロールし難い事由を多分に含むため、その必要額を精確に把握することは困難であり、過去の実績をもとに必要額を適切な水準に調整していくほかない。</p> <p>ここ2年については、必要額の精査を行い不用額を極限まで絞ったものの、逆に年度末に必要額不足が懸念されることで現場の事務執行に心配をかけることとなったため、本年度においては要求水準を見直し、ある程度余裕をもたせたものとしている。</p>					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	-					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	826	平成23年	740	平成24年	654

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省

1,461百万円

(賠償償還及払戻金として、過誤納付者へ還付)

A 過誤納付者
(事業主等)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

A.過誤納付者(事業主等)			E.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
賠償償還及払戻金	過誤納保険料の払戻し等	1,461			
計		1,461	計		0
B.			F.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計			計		0
C.			G.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	過誤納付者(事業主等)	健康保険料の納付等	1,461		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					